

議案第 5 8 号

三次市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 6 月 1 4 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市税条例の一部を改正する条例（案）

三次市税条例（平成 1 6 年三次市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。
。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条の 2 を削る改正規定は、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 一 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。